平成２４年（フ）第５９号
兵庫県豊岡市下陰238番地の７
債務者　たにぐち商店こと　谷口　英躬
１　決定年月日時　平成24年10月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　前田　貞夫
４　破産債権の届出期間　平成24年11月26日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月15日午後４時30分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２４年（フ）第９５号
鹿児島県姶良市加治木町朝日町54番地１
債務者　荒川　三男
１　決定年月日時　平成24年10月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　末吉　隆之
４　破産債権の届出期間　平成24年11月14日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月10日午前10時30分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２４年（フ）第１３３号
宮崎県都城市蓑原町2448番地２
債務者　上野ひとみ
１　決定年月日時　平成24年10月15日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐々木　健
４　破産債権の届出期間　平成24年11月９日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月12日午前10時35分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２４年（フ）第５１５９号
大阪府豊中市東豊中町５丁目17番１号
債務者　山田　淳子
１　決定年月日時　平成24年10月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　阪上　武仁
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月17日午後３時
５　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２３１７号
札幌市豊平区美園２条４丁目１番23号　佐々木方
債務者　長谷川裕紀
１　決定年月日時　平成24年10月12日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岸　　巧
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月14日午前11時30分
５　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９１３号
福岡市城南区堤２丁目６番１号
債務者　泉川　忠文
１　決定年月日時　平成24年10月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　福井慎一郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月28日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第９２８号
福岡市博多区住吉３丁目８番６号
債務者　鎌田　るみ
１　決定年月日時　平成24年10月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山田　達也
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月28日午後２時15分
５　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１５８８号
福岡市東区松島２丁目１番14―２号
債務者　有働　信幸
１　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　石井　謙一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月28日午後２時45分
５　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第７５９号
神戸市垂水区城が山１丁目２番24―203号
債務者　三浦賀代子
１　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　村田　由夫
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月17日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７８５号
神戸市北区山田町小部字高橋１番地の１　ろうきん鈴蘭台東コーポ401号
債務者　秀英館こと　大柿　　石
１　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　藤井　基安
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月26日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２７４号
愛媛県松山市祝谷東町812番地１　ガーデンヒル道後406号
債務者　上田　健二
１　決定年月日時　平成24年10月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　森本　明宏
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月17日午後３時20分
５　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
松山地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第２０１号
富山県中新川郡舟橋村国重17番地６
債務者　中村リザリーンこと　ＮＡＫＡＭＵＲＡ　ＲＩＺＡＬＹＮ　ＡＭＢＲＡＹ
１　決定年月日時　平成24年10月11日午後４時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３１９号
愛知県一宮市萩原町串作字流1135番地　パインヒルズＢ205号
債務者　山下しのみ（旧姓日髙）
１　決定年月日時　平成24年10月11日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第５６号
秋田県湯沢市山田字下六日町44番地
債務者　藤平由美子
１　決定年月日時　平成24年10月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２４年（フ）第２４２号
札幌市北区北22条西５丁目１番26―203号
債務者　小野寺隆一
１　決定年月日時　平成24年10月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第３０１号
函館市上湯川町45番24号―103号室、住民票上の住所函館市日ノ浜町162番地４
債務者　武田　邦郎
１　決定年月日時　平成24年10月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
函館地方裁判所